

## 開発協定書

多可町長（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）  
は多可町開発指導要綱（以下「要綱」という。）に基づいて、健全なる開発を行うことについて、次の条項によって協定し信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（事業）

第1条 乙の実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域 多可町
- (2) 事業面積 m<sup>2</sup>
- (3) 事業目的

（要綱の遵守）

第2条 乙は開発行為の施行に関して、要綱を遵守するものとする。ただし、要綱第6条の規定による事前協議において、要綱で定めている事項を満たさないことで協議が終了した条項についてはこの限りでない。

（疑義の決定）

第3条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

（信義）

第4条 甲及び乙は、相互に信義を重んじ、誠実に本協定に規定する事項を遵守するものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に関し、疑義を生じた場合は、その都度甲、乙協議の上、円満に解決するものとする。

年 月 日

甲 多可郡多可町中区中村町 123 番地

多可町長

乙